

えて公表する原動力になったという。「石橋さんの闘いがあったから立ち上がった」。会の副代表に就いた恵子さんは「職業がんと闘う人を支えることで、夫が

犬死にはなかったと証明したい」と話している。



(7月19日付け朝日新聞記事)  
職業がんをなくす患者と家族の会  
<https://ocupcanc.grupo.jp>

## 第二の近鉄高架下石綿被害 大阪●喫茶店店長の男性が中皮腫で死亡

近畿日本鉄道（近鉄）の駅高架下商店街において、1977年から2000年まで喫茶店の店長として働いていた方が、建物の内壁に施工されていた吹き付けアスベストから飛散したアスベスト粉じん曝露したことから、悪性胸膜中皮腫に罹患し、2015年1月に亡くなった。

同じ駅の高架下文具店では、店長をしていた別の方が同じく悪性胸膜中皮腫に罹患して2004年に死亡している。この事件は、近鉄がその法的責任を否定したために裁判所で争うことになった。2006年に始まった裁判は、上告審における差し戻しを経て、2014年2月、大阪高等裁判所において高架下建物の所有者兼占有者である旧近鉄不動産株式会社の管理に問題があったことが認められて終結した。そして、同社の責任を承継した近畿日本鉄道株式会社に対し、損害賠償を命じる旨の判決が下され、同判決は確定した。

今回の被災者は、上記判決が下されて間もない2014年5月に

中皮腫を発症している。発症当時は近所に住んでいたが、度重なる裁判報道についても気に留めることもなかったという。本人としてみればアスベストを扱う仕事をしていただけでもなく、また、職場がアスベストの吹き付けに覆われていたことなど知る由もなかったためである。

2014年11月に労災請求をしたものの、2か月後の2015年1月に治療の甲斐なく亡くなってしまった。診断からわずか半年のことだった。一方、労災の支給決定は請求から半年も要し、被災者の存命中に決定が下されなかったことが悔やまれた。

被災者のご遺族は近畿日本鉄道に対して損害賠償を請求し、その後記者会見に臨んだ。

遺族がはっきりとした口調で力強く訴える内容は、その強い意思とともに映像で広く社会に伝えられるべきだった。

プライバシー保護や風評被害の回避を理由に、近鉄という会社名と、被災者が66歳という若さでありながら中皮腫で亡くなり、

それが労災として認められたという事実以外は、一切を秘匿のまま報道をお願いした。そのことは、とりわけ映像メディアが残念がっていたに違いない

代わりに当センターから提供した写真や映像がいくらアスベスト飛散の状況を視覚的に訴えても、今日の遺族の発言ほど強いインパクトを与えるものはなかっただろう。

ご長女の発言については、各社引用しており、「毎日一生懸命働いている間に石綿を吸っていた。父の悔しさを知ってほしい」（読売）、「近鉄はこれ以上被害が拡がらないよう、他の店で働いた人にも注意喚起をしてほしい」（朝日）とまとめている。ご長女自身も当時アルバイトで店内に入った経験があるが、アスベストがあったことなどまったく気がつかず、父親がいきいきと働く姿を見ることができた、楽しい思い出の場所だったという。壁や天井などは、印象に残らない風景の一部に過ぎなかった。

今回の被災者は、店舗として利用されていない階上のバックヤードで、壁面に吹き付けられた劣化アスベストにより発生した粉じん曝露したのである。先に紹介した近鉄に対する損害賠償事件において、裁判所は「遅くとも昭和63年2月頃時点で（近鉄高架下建物）通常有すべき安全性を欠く」と評価している。昭和63年つまり1988年以降も、むき出しの劣化した吹付けアスベストに加えて、建物の上を鉄道が通るたびに振動で粉じんが飛散する

とすれば、被災者はかなりの曝露を被ったに違いない。

吹き付け材のような顕著なもの、国も調査を行い、2010年には延べ面積1,000平方メートルの建築物23万棟を全国で調査し、1万6,000強の建物に露出してアスベストの吹き付けがされていることを確認している。一般的にいう大規模建築物とは、鉄筋コンクリートなどであれば延べ面積200平方メートル以上の建物となっており、鉄筋コンクリート造の2階建てアパート程度でも大規模建築物として扱われるが、これらの建物にも延焼予防を目的として大量の吹き付け材が使われていないだろうか。このような建物の場合、所有者自身がどのような建材を用いているのか把握していないこともあり、調査も困難だと思われる。しかし、事態の重要性を理

解していないと、解体時の事前調査が不十分であったり、あるいは解体費用や時間の節約のためにアスベスト飛散防止対策を取らないということも発生しかねない。

また、国は調査を行った2010年以降に建物所有者に対応を指導したというが、それ以前に劣化アスベストに曝露している方も多くいるのではないだろうか。近鉄高架下のような環境は近鉄電車特有の問題とは思えない。ご遺族が訴えるように、被害者が出るごとに対応するのではなく、近鉄が注意喚起や健康診断の実施に臨むべきなのは当然であるが、連続して発生した2度の事件をきっかけに残存アスベスト問題にも社会的関心が向けられることを期待したい。



(関西労働者安全センター)

者が増えており、たびたび労災相談の連絡が入る。そこで早速、病院に向き、Yさんご夫妻からお仕事の話がうかがった。

Yさんは相談時76歳であったが、さかのぼること55年前の20歳から23歳までA社にトラック運転手として働いていた。当初は運転助手(上乗り)として勤務していたが、大型免許取得後に運転手として本採用された。A社を退職後はアスベストとは関連が薄い仕事に従事しており、アスベスト曝露はA社での仕事が原因だと思っていると言っていた。

YさんのA社におけるアスベスト曝露作業は以下のとおり。A社では様々な荷物を取り扱っており、漆、なめかわ、南京豆、レジン、ナフタリンなどが袋詰めされていた。なかでもアスベストは全体の半分くらいを占め、取扱量が多かった。アスベストは麻袋(長さ1m、幅50cm、厚さ25cmくらい)に入っており、重さ約50kg。だいたい7トン半のトラックで運搬していたので、トラック1台につき100~150袋を積み込んでいた。

まず、人夫が、倉庫から担いできたアスベスト麻袋をトラック荷台の端にドンと置く。ここでアスベスト粉じんが舞い上がる。Yさんはトラック荷台の中におり、麻袋を荷台の中にきちんと整理して積んでいく(=はい付け作業)。この「はい付け作業」をきちんと行わないと、品物が効率的に多く積み込めないし、荷台の重さが左右いずれかに偏って運転時にトラックがバランスを崩し危険なので、必ず行う重要な作業

## トラック運転手の中皮腫

### 神奈川●55年前の石綿曝露作業が原因

横浜港で貨物取扱事業のトラック運転手として働いていたYさんに発症した胸膜中皮腫は業務上によるものとして労災認定された(横浜南労働基準監督署)。Yさんは、いまから約55年前の3年9か月間、トラック運転手及び運転助手(上乗り)として石綿等を運搬し、荷台での荷積み・荷下ろしの作業に従事し、アスベストに曝露した。また、労災認定

後には、Yさんが勤務していたA社を吸収合併したB社と労災上乗せ補償の交渉を行い、合意に至った。

神奈川労災職業病センターに最初に連絡があったのは、Yさんが胸膜中皮腫で療養している病院の医療ソーシャルワーカー(MSW)からであった。この医療機関では近年、中皮腫や肺がんなどアスベスト関連疾患の患